

東日本大震災農業生産対策交付金事業

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

◆対象

- 被災した施設や機械、営農資材を復旧、もしくは再編する事業
- 施設や機械は、共同利用が要件（個人資産になるものは不可）
- JA 等で実施する農林水産業共同利用施設災害復旧事業の対象とならないもの（その他、事業により規模・要件等が定められている）

◆実施主体

農協、農業生産法人、5戸以上または県が認める3戸以上の農家で組織する団体（新設も可）

◆補助率

事業費の2分の1以内

◆申込

農林振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）まで要望書を提出

◆支援メニュー

支援メニュー	事業内容
① 土地利用型作物（稲・麦・大豆・そば等）の生産再開支援	○トラクターやコンバインなど共同利用機械のリース導入 ○乾燥調整施設など共同利用施設の改修や再編 ○肥料・農薬・育苗用資材の再調達
② 園芸作物（野菜・果樹・花き）の生産再開支援	○野菜育苗施設等の共同利用施設の改修・再編 ○パイプハウスのパイプ・ビニール、肥料・農薬等の生産資材の導入 ○果樹の植栽に必要な苗木・肥料・農薬・果樹棚等資材の導入
③ 畜産経営の再開支援	○畜産施設・機械の復旧 ○共同畜産施設の改修・再編 ○共同畜産機械のリース導入
④ 飼料生産の再開支援	○飼料播種機、収穫機など機械のリース導入 ○バンカーサイロ、飼料保管庫など施設の改修・再編 ○放牧地や牧柵など放牧関連施設の修理・再編

農地等災害復旧事業の支援

☎ 農林振興課むらづくり推進室 ☎ 23-2318

震災によって農地・農業用施設等が亀裂、陥没、崩落などの被害を受けた場合、申請に基づいて市が災害復旧を行います。

◆対象者

農地等を所有または管理している個人

◆支援条件

工事費のおおむね10%の範囲で申請者（受益者）の負担金が必要となります。

◆申請に必要なもの

申請書、位置図、被災写真など

◆負担金の徴収猶予・減免

次のいずれかに該当すると思われる人は、申し出て下さい。

- り災証明書で半壊以上と判定された人（徴収猶予）
- 被災後、余震・台風などで多重被災した人（減免）
- 被災後、主たる農業従事者が死亡または長期療養中の人（減免）

◆申込

農林振興課むらづくり推進室（市役所東庁舎2階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）に申請してください。

被災家畜円滑処理促進事業

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

震災の影響により死亡した家畜の処理経費の一部を補助します。

◆対象

次のいずれかの原因により死亡した家畜を、適正処理した場合に対象となります。

- 畜舎倒壊による圧死等地震の直接的な被害
- 電力や飼料供給の不足
- ライフラインの損壊
- 飼養者の避難

◆補助の内容

埋却・焼却	経費の2分の1以内 ※輸送費、賃金、重機借上費を含む
化製処理	牛→ 21,600円/頭 豚→ 2,400円/頭 鶏→ 54円/羽 ※輸送費、焼却費を含む

◆申込

農林振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）

NHK 受信料の免除

☎ NHK 仙台放送局営業推進部 ☎ 022-211-1042

震災で、半壊以上の被害を受けた建物の放送受信料を3月から10月までの8カ月間免除します。

◆申込

申請書にり災証明書（写し）を添えてNHK仙台放送局営業推進部に提出（郵送可）。

※申請書は、電話で請求または、ウェブサイト <http://www.nhk.or.jp/sendai/index.html> からダウンロードできます。

全国避難者情報システム

☎ 防災安全課消防・危機防災担当 ☎ 23-5144

「全国避難者情報システム」とは、東日本大震災により、全国各地に避難されている人に、避難元（住所地）の県・市町村からの情報提供を支援するためのものです。

避難元市区町村および避難元都道府県では、区域外に避難した人への災害に関する手続きなどのお知らせや、

さまざまな行政サービスの情報提供を行うため、区域外避難者の所在地などを把握する必要があります。大崎市でも、市外から避難された人からの情報提供の受け付けを行っています。

◆受付窓口

市民課および各総合支所市民税務課

法務局の相談専用フリーダイヤル

☎ 仙台法務局 ☎ 022-225-5718

法務局では「震災により所有者が死亡したけど、相続登記はどうすればいいか」など、震災に伴い生じる不動産や会社の登記に関する相談などに、相談専用フリーダイヤルを設置し応じています。

◆フリーダイヤル

☎ 0120-227-746

◆受付時間

【平日】8時30分～17時15分

【土曜日・日曜日・祝日】9時～16時

応急仮設住宅入居者訪問健康相談

☎ 健康推進課成人保健担当 ☎ 23-5311

東日本大震災により住宅に被害を受け、民間賃貸住宅の応急仮設住宅に入居している家庭に、保健師などが訪問し、健康相談を行っています。体調のことで何か気になることがありましたらご相談ください。

